

「社会保障の解体は許さない！介護保険制度の抜本改善を！！」

STOP！介護改悪 介護ウェーブ2014推進ニュース (特別号2)

-介護の“Big Wave”を広げよう！-

介護保険「改正」による‘4つ’の切り捨て！

6月に国会で、野党と国民の反対を押し切って採決された医療・介護総合法（「改正」介護保険法）は、患者、利用者の困難な実態を無視して、在宅、地域へと「押し流し」、介護給付費増大を抑制することが目的の制度見直しのため、切り捨てのオンパレードです。



第1の切り捨て【予防給付の見直し】

→市町村への丸投げで、要支援者の訪問介護、通所介護の削減・打ち切りが行われます。

2015年4月から、要支援者の訪問介護と通所介護が介護保険給付から外され、市町村の事業に順次、移行されます。移行後は、「多様なサービス」として、介護の専門職がいなくてもよい施設や、機能訓練室や消火設備もない施設でのボランティアのサービス提供も認められるようになります。専門的サービスを受けたいと思っても、市町村の「ケアマネジメント」で必要と認められた場合にだけと限定され、「可能な限り住民主体の支援（ボランティア）に移行」としています。専門職の介護が必要な時期に、介護の専門性の否定は許されません！



第2の切り捨て【特養の機能の重点化】

→入所対象を原則要介護3以上に限定。要介護1、2は入所の申し込みも出来なくなります。

特別養護老人ホームの待機者が、全国で52万人を超えています。国は、施設を増やさず待機者を減らすために、入所の申し込みが出来るのは、原則、要介護3以上の人と限定しました。要介護1、2であっても、認知症の症状が強く出ている、家族の助けが得られなかったり在宅で暮らすことが困難な人たちがいます。年金暮らしで、特養以外の施設では、費用を負担することが困難です。特養を増やして、希望する人が入所できるようにすることが必要です。



第3の切り捨て【利用料負担の見直し】

→所得によって、利用料が2割負担になります。

介護保険制度が導入されて以来の利用料1割負担が、崩されようとしています。厚労省は「年金収入280万円以上の方は消費支出を差し引いても年間60万円が手元に残る」として、2割負担を押し進めようとしています。そもそも、この金額は、参議院厚労委員会の小池議員の追及で、その根拠が崩れ、厚労大臣が撤回をせざるを得なかったものです。国は、「平均的な年金額（厚生年金で182万円）と比較しても収入が高い」とし、押し通す構えです。



第4の切り捨て【補足給付の見直し】

→配偶者所得や「たんす預金」まで調べて、施設からの低所得者の締め出しが行われます。

特養や老健などの施設で、食費・居住費の負担軽減（補足給付）を受けている人の要件が厳しくなります。世帯分離している配偶者（事実婚も含む）の所得も調べ、通帳の写しの提出、「たんす預金」も申告するように規定しています。この制度が導入されると、多床室では、月の支払いが46000円も上がる人や、個室の場合、年間約100万円の増額になる人もいます。

お問い合わせは、「介護ウェーブ推進本部」事務局：諏佐・吉澤

☎ 03-5842-6451 / fax 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp